

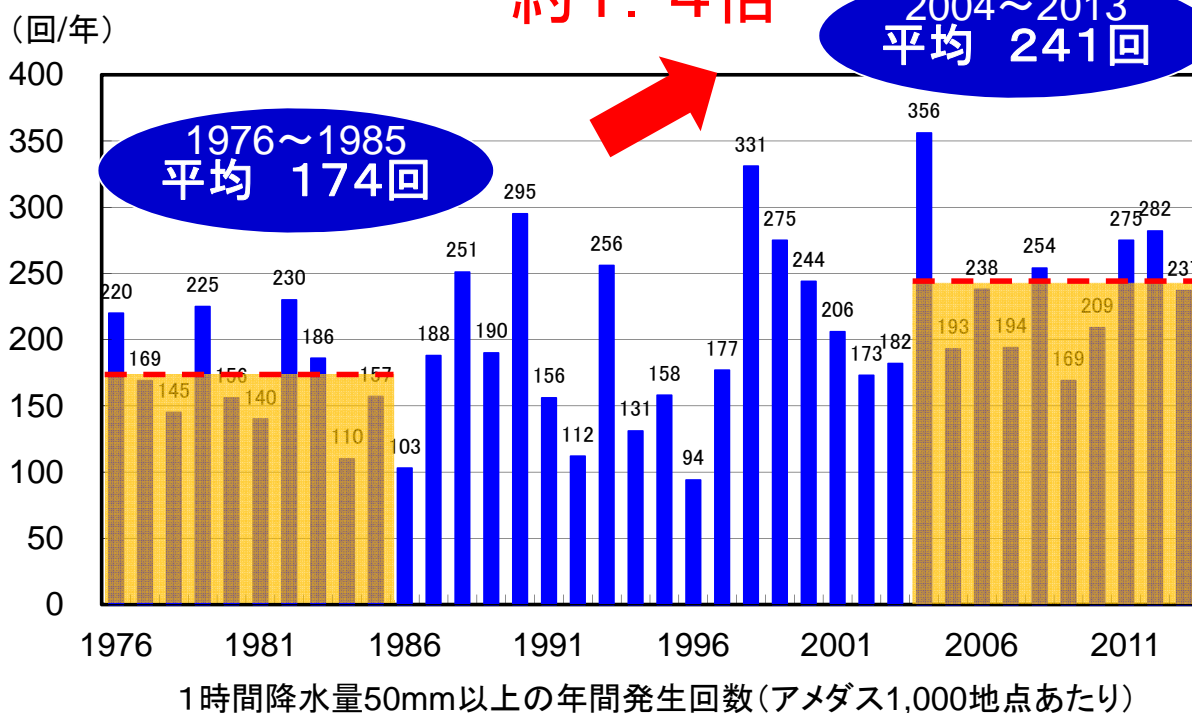
水害・土砂災害への備えに関する 要配慮者利用施設の管理者向け説明会

雨の降り方の変化

時間雨量50mmの大雨の発生件数が増加

約1.4倍

2004~2013
平均 241回



* 気象庁資料より作成

8月に相次いで発生した台風の概要

○8月に相次いで発生した台風第7号、第11号、第9号は、それぞれ8月17日、21日、23日北海道に上陸。
 台風第10号は、30日に暴風域を伴ったまま岩手県に上陸。
 ○北海道への3つの台風の上陸、東北地方太平洋側への上陸は、気象庁の統計開始※以来初めて。

平成28年9月6日気象庁公表資料を抜粋、一部改変 ※統計開始:1951年

台風第10号 (8月30日～)

堤防の決壊による氾濫状況 (空知川・北海道南富良野町)

堤防の決壊による氾濫状況 (札幌川・北海道帯広市)

浸水した高齢者利用施設の状況 (岩手県岩泉町)

死者 22名 行方不明者6名
 負傷者 11名
 全壊 23棟 半壊 69棟
 一部破損 723棟
 床上浸水 902棟 床下浸水 1,070棟

※消防庁情報(9月13日6:00現在)

小本川の氾濫による浸水被害状況 (岩手県岩泉町)

越水により浸水した市街地 (久慈川・岩手県久慈市)



台風第11号及び台風第9号 (8月21日～)

常呂川の出水状況 (北海道北見市)

越水による堤防の法崩れ (常呂川)

霞川の出水状況 (増玉県入間市)

不老川の出水状況 (増玉県狭山市)

死者 2名 負傷者 76名
 全壊 2棟 半壊 7棟
 一部破損 268棟
 床上浸水 209棟 床下浸水 847棟

※消防庁情報 (8月29日12:00現在)

2

小本川の被害概要

○岩手県岩泉町の小本川と支川清水川において、溢水、越水、決壊により広範囲で浸水が発生。
 ○これまでに、浸水面積339ha、床上浸水723戸、床下浸水121戸の甚大な浸水被害が生じるとともに、小本川沿川の高齢者福祉施設では、9名の死亡が確認された。

⑤ 流木堆積状況

H28. 9. 1撮影

④ 浸水解消後の流木等散乱状況

H28. 9. 1撮影

③ 流入した土砂による車の埋没状況

H28. 9. 1撮影

雨量データ(岩泉)

最大時間雨量	66mm
最大24時間雨量	211mm

小本川水位データ(岩泉)

最高水位	6.61m
堤防高	4.87m
氾濫許容水位	2.5m

8月30日

家屋・田畑浸水区域 (赤線)
 洪水範囲 (青線)

観測所: 赤鹿水位観測所

施設: 岩泉町役場, 高齢者グループホーム「楽ん楽ん」, 道の駅「いわいずみ」

決壊箇所: ①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥, ⑦

⑦ 道路上に堆積した土砂、塵芥の撤去状況

H28. 9. 1撮影

⑥ 浸水解消後の車の散乱状況

H28. 9. 1撮影

② 浸水解消後の流入土砂堆積状況

H28. 9. 1撮影

① 堤防決壊状況

H28. 9. 3撮影

3

～●●市からのお知らせです～

水害や土砂災害から命を守るために！ ～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～

内閣府作成【社会福祉施設等の管理者向け】避難促進用のパンフレット(ひな形)より
内閣府ホームページ掲載

ステップ ①
施設の立地場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。

- 市が作成しているハザードマップや地味防災計画を見て、河川が氾濫した場合には何m浸水してしまうのか、土砂災害が起こりやすい場所ではないかなど、施設の立地場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。
- 市が指定している避難場所^{※1}を確認し、そこまでの経路や移動手段について計画しておきましょう。
- ホームページ等で危険性や避難場所の確認ができない場合は、●●市までお問い合わせください。(裏面)

※1 避難場所ごとに異なる場合があります。

1. 浸水危険性の把握
 - 洪水浸水想定区域について
 - 洪水ハザードマップについて

ステップ ②
●●市から発令される避難情報^{※2}について確認しましょう。

●●市から発令される避難情報は、以下のものがあります^{※3}。

- 避難準備・高齢者等避難開始
- 避難勧告
- 避難指示(緊急)

●社会福祉施設などでは、自力避難が困難な方も多く利用されており、避難に時間を要することから、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら、避難を開始してください^{※4}。

※2 避難情報の入手方法については、裏面に掲載済み。
※3 詳しくは、この冊子で案内されていますが、この冊子以外に、
※4 「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されていても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

2. 河川の状態の把握
 - 避難情報と河川水位について
 - 河川防災情報について

ステップ ③
もしもの時に備えて考えておきましょう。

●例えば、以下のような状況も考えられることから、緊急的な対応について、事前に考えておきましょう。

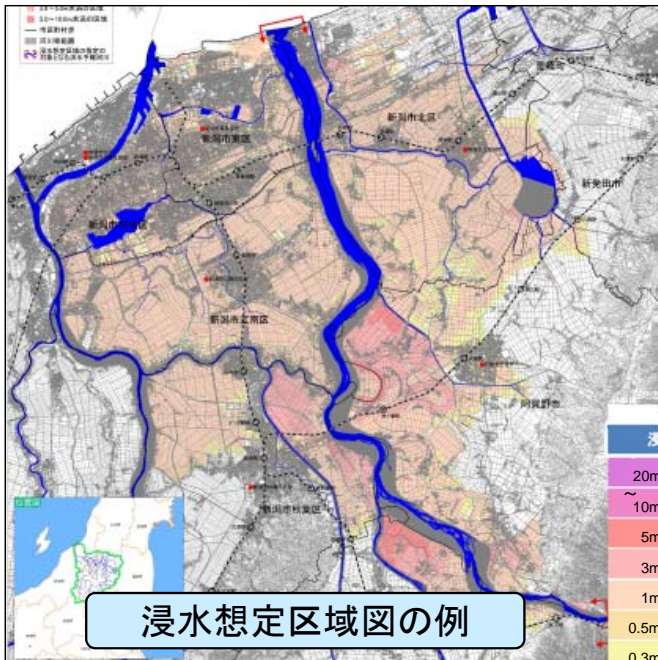
- 例1: 大雨等により、避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近のより安全と思われる建物(最上階が浸水しない建物、川沿いでない建物等)に移動しましょう。
- 例2: 外出する危険と思われる場合は、施設内のより安全と思われる部屋(上階階の部屋、山からできるだけ離れた部屋)に移動しましょう。

- 避難に係る事前の検討
 - 3. 避難確保計画の作成
 - 4. 河川情報の入手方法

浸水危険性の把握

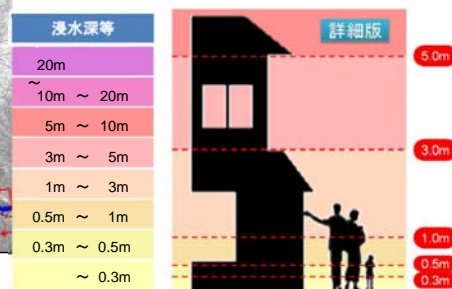
1. 浸水危険性の把握
2. 河川の状態の把握
3. 避難確保計画の作成
4. 河川情報の入手方法

洪水浸水想定区域は、対象とする河川が想定最大規模降雨によって氾濫した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域です



浸水想定区域は、国または都道府県が作成し、

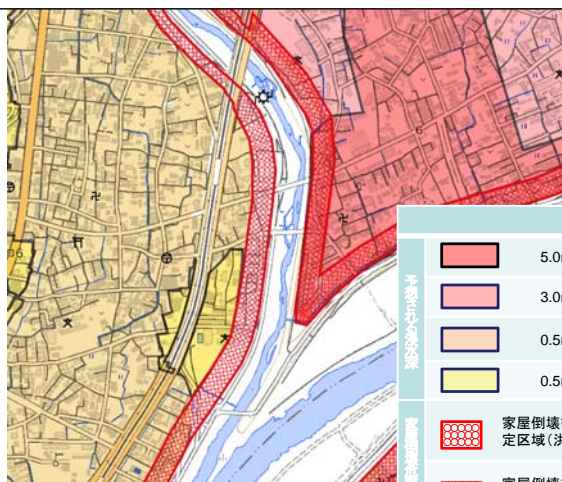
- 浸水想定区域 のほか、
- 想定される水深
- 浸水継続時間
- 家屋倒壊等氾濫想定区域について公表



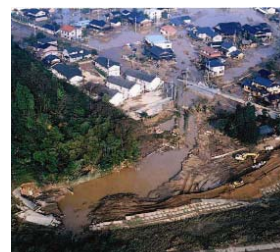
家屋倒壊等氾濫想定区域とは

- 「家屋倒壊等氾濫想定区域」は、堤防沿いの地域等において、**洪水時に家屋が倒壊するような激しい氾濫流等が発生するおそれが高い区域**です
- この区域では、洪水時には避難勧告等に従って**安全な場所に確実に立退く**必要があります
- ハザードマップに記載される「早期の立退き避難が必要な区域」は、この区域も考慮して設定されています

家屋倒壊等氾濫想定区域の表示例



凡例	
	5.0m以上 2階浸水
	3.0m~5.0m未満 2階浸水
	0.5m~3.0m未満 1階床上浸水
	0.5m未満 1階床下浸水
	家屋倒壊等氾濫想定区域(洪水氾濫) 堤防決壊等により、木造家屋が倒壊等するような氾濫流が発生するおそれがある区域
	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食) 木造・非木造の家屋が倒壊するような河岸侵食が発生するおそれがある区域



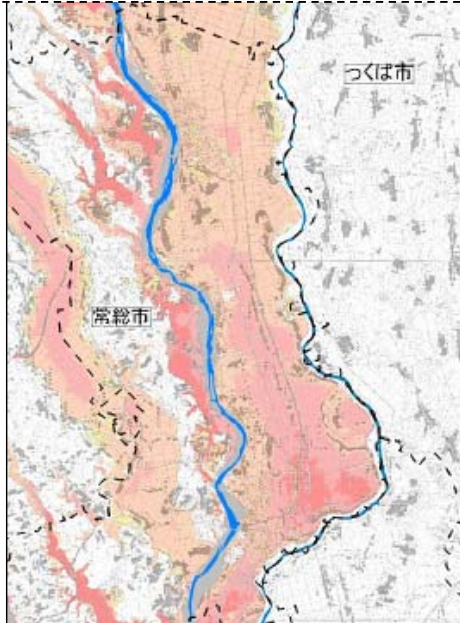
堤防決壊に伴う氾濫流による家屋倒壊等



河岸侵食に伴う家屋倒壊等

鬼怒川の氾濫と浸水想定区域

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の氾濫により、常総市の約1/3の面積に相当する約40km²が浸水
- 浸水想定区域図は、立地場所の洪水の危険性を把握する上で重要な情報です**



鬼怒川の最大規模降雨による
浸水想定区域
(H28.8公表)



H27.9.11鬼怒川氾濫における
最大浸水域

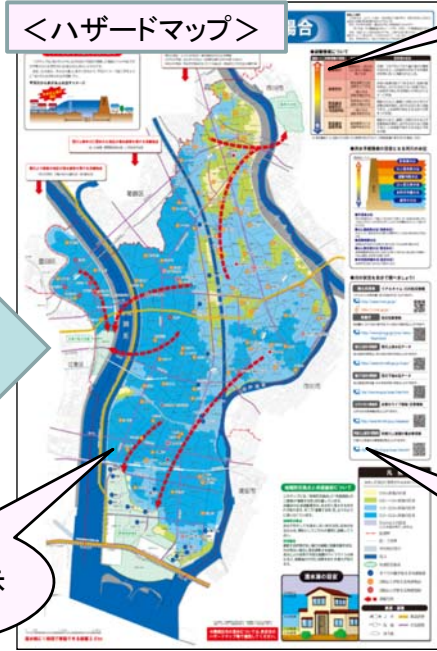
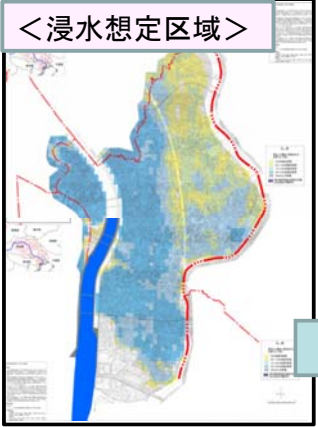


- : 氾濫域の最大総浸水面積 (40km²)
国土地理院公表資料
- : 決壊箇所
鬼怒川左岸21.0km
- : 浸水範囲内の建築物

洪水ハザードマップとは

洪水ハザードマップは、洪水浸水想定区域図をもとに、市町村地域防災計画において定められた必要事項及び早期に立退き避難が必要な区域等を記載したものです

○(例)江戸川区の洪水ハザードマップ



洪水ハザードマップは、市町村が作成し、

- 洪水予報等の伝達方法
- 避難場所
- 地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称と所在地
- 早期の立退き避難が必要な区域(H28.4より追加)等について記載し公表

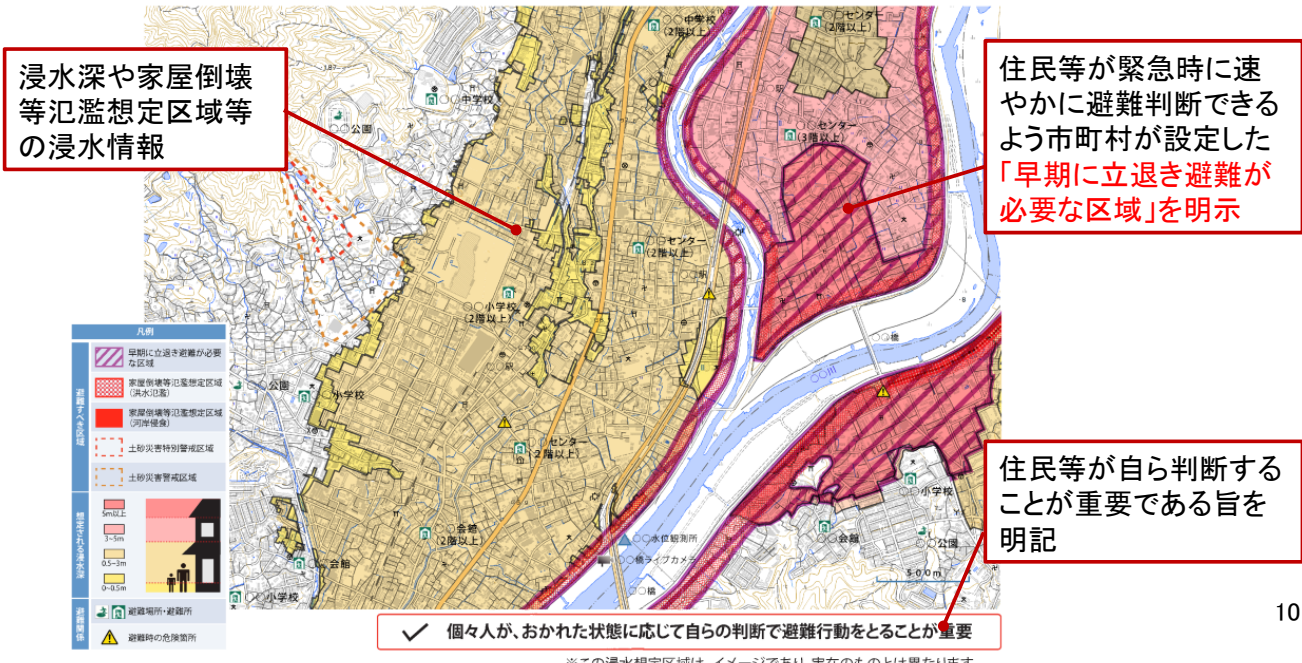
浸水深の表示

行政機関の
連絡先等

生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域などを、市町村において早期の立退き避難が必要な区域として設定し、ハザードマップに表示しています

<〇〇地区>
 ○川が氾濫した場合

この区域では、避難勧告などに従って、安全な場所に速やかに・確実に立退いて頂く必要があります。



ハザードマップ等と避難行動

- 水害で避難勧告等の対象となる区域は、洪水ハザードマップ(各河川の洪水浸水想定区域)を基本
- 災害が切迫した状況では、以下も避難行動として周知
 - 「緊急的な待避場所」への避難(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)
 - 「屋内での安全確保措置」(屋内のより安全な場所への移動)
- 立退き避難が必要な災害の事象
 - 比較的大きな河川において、堤防から水があふれたり(越流)、堤防が決壊したりした場合に、氾濫した水の流れが直接家屋の流出をもたらす場合
 - 山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより、川岸の家屋の流出をもたらす場合
 - 氾濫した水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内での安全確保措置では身体に危険が及ぶ可能性がある場合
 - 地下、半地下に氾濫した水が流入する場合
 - ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続する場合

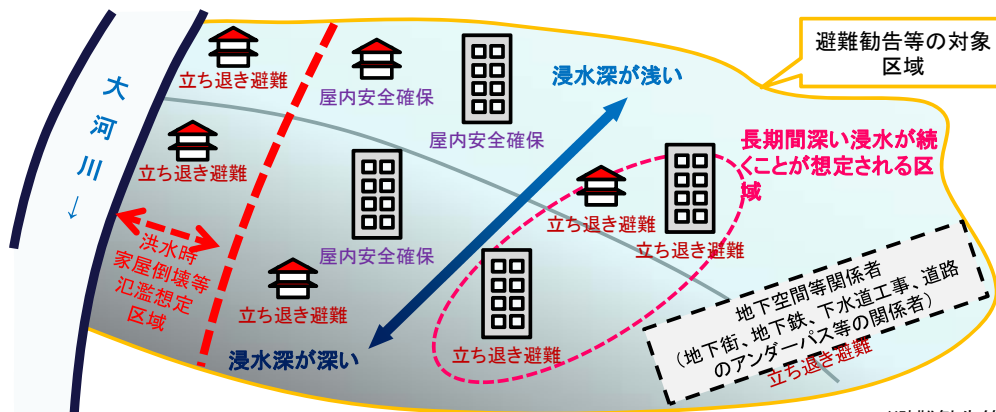


図1 河川において避難勧告等の対象とする区域と避難行動

- 災害時の避難や、事前の防災対策に役立つ情報を公開しています
- 全国の防災情報を1つの地図上で重ねて閲覧可能に

大雨が降ったとき

- どこが浸水するおそれがあるか？
- どこで土砂災害の危険があるのか？
- どこの道路が通行止めになりやすいのか？



地震のとき

- どこが揺れやすいのか？
- 活断層はどこにあるのか？
- 大規模な盛土造成地はどこなのか？



重ねるハザードマップ

様々な防災に役立つ情報を、全国どこでも1つの地図上で重ねて閲覧できます。

道路冠水想定箇所
緊急輸送道路
事前通行規制区間
土砂災害危険箇所

洪水浸水想定区域
写真

1つの地図に重ね合わせて閲覧



わがまちハザードマップ

全国の市町村のハザードマップを閲覧することができます。



東京都千代田区洪水ハザードマップ



藤沢市津波ハザードマップ

このような防災に関する様々な情報が分かるので、避難計画・防災対策に役立ちます。



今いる場所の災害危険度わかります

国土交通省ハザードマップポータルサイト <http://disaportal.gsi.go.jp/>



ハザードマップ

検索

12

河川の状態の把握

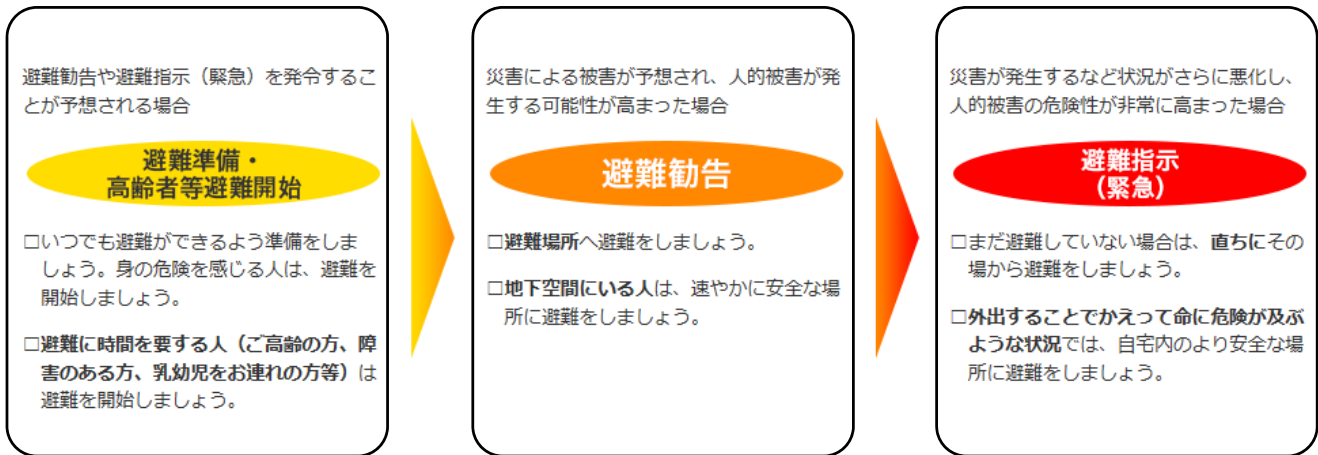
1. 浸水危険性の把握

2. 河川の状態の把握

3. 避難確保計画の作成

4. 河川情報の入手方法

- 避難情報には、以下のものがあります
- 要配慮者利用施設では、自力避難が困難な方の利用も多く、避難に時間を要することから、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら、避難を開始することが必要です**



水位観測所における水位について①

- 主要な河川では、**水位観測所で観測された水位を提供**しています
- 基準となる水位観測所（以下、基準水位観測所という）では、**観測所毎に、災害発生**の危険度に応じた**水位が設定**されています

レベル	水 位	基準水位観測所における水位の意味 (危険な箇所を設定した以下の水位を、水位観測所地点の水位に置き換えて設定)
5	氾濫の発生	
4 (危険)	氾濫危険水位 <small>(特別警戒水位)</small>	【氾濫危険水位】(特別警戒水位) ・市町村長の 避難勧告等の発令判断の目安 ・住民の避難判断の参考になる水位 <small>(水位設定の考え方)</small> 計画高水位若しくは、避難のリードタイムから設定される水位のいずれか低い水位
3 (警戒)	避難判断水位	【避難判断水位】 ・市町村長の 避難準備・高齢者等避難開始等の発令判断の目安 ・ 災害時要配慮者の早期避難 ・住民の氾濫に関する情報への注意喚起
2 (注意)	氾濫注意水位 <small>(警戒水位)</small>	【氾濫注意水位】 ・水防団の出動の目安
1	水防団待機水位	

水位観測所における水位について②

- 水位観測所における水位は、ホームページでも閲覧できます
- 観測所付近の川の断面と、観測された水位 (m) が表示されます

国土交通省 川の防災情報

水位観測所付近の川の断面図

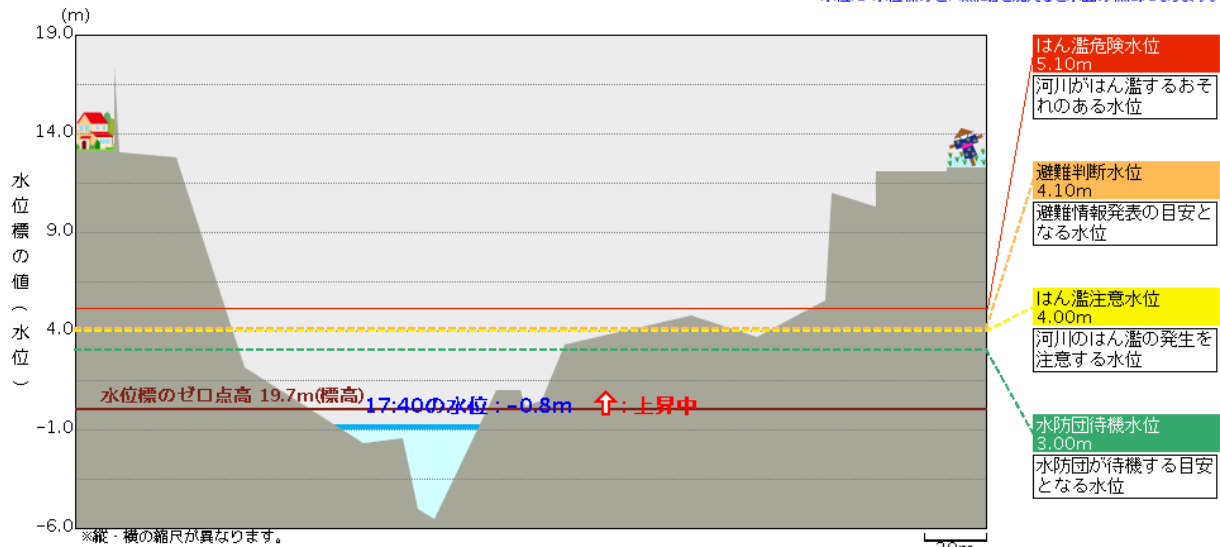
観測所 検索 お知らせ Q&A リンク 操作方法 サイトマップ

観測所: 日向東郷橋(ひゅうがとうごうばし)

水位観測所付近の川の断面図 河川の水位の時間変化

水系名	河川名	管理者	位置	所在地	水位標のゼロ点高	雨量観測所
耳川	耳川	宮崎県 日向土木事務所	右岸14.90km	宮崎県日向市東郷町山崎羽板(耳川東郷橋地点)	19.7m	備後橋

水位に「水位標のゼロ点高」を加えると水面の標高になります。



水位観測所における水位について③

- さらに、水位観測所における水位を10分ごとまたは毎正時の時系列やグラフで表示します

国土交通省 川の防災情報

河川の水位の時間変化

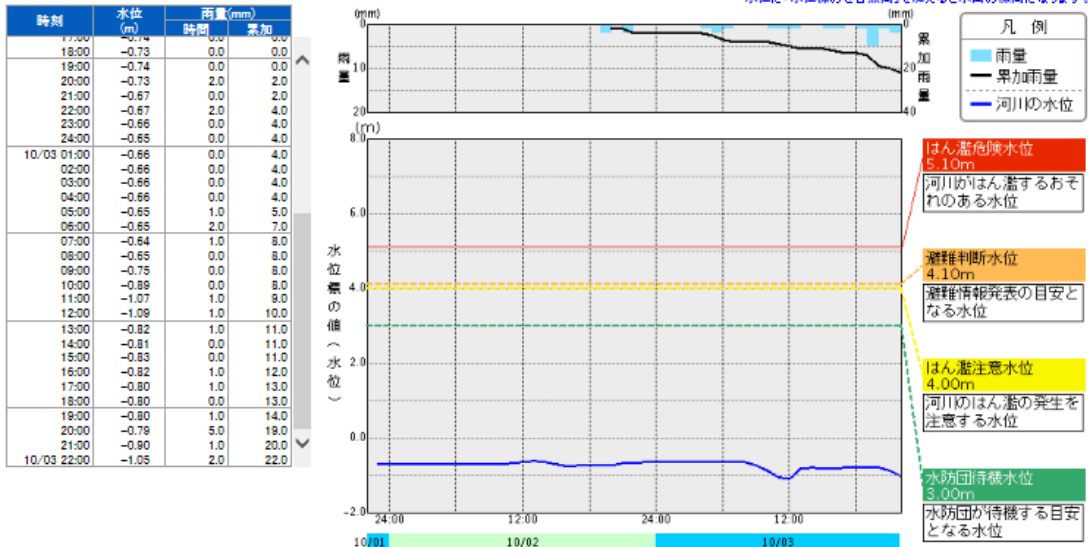
観測所 検索 お知らせ Q&A リンク 操作方法 サイトマップ

観測所: 日向東郷橋(東郷町)(ひゅうがとうごうばし(とうごうちょう))

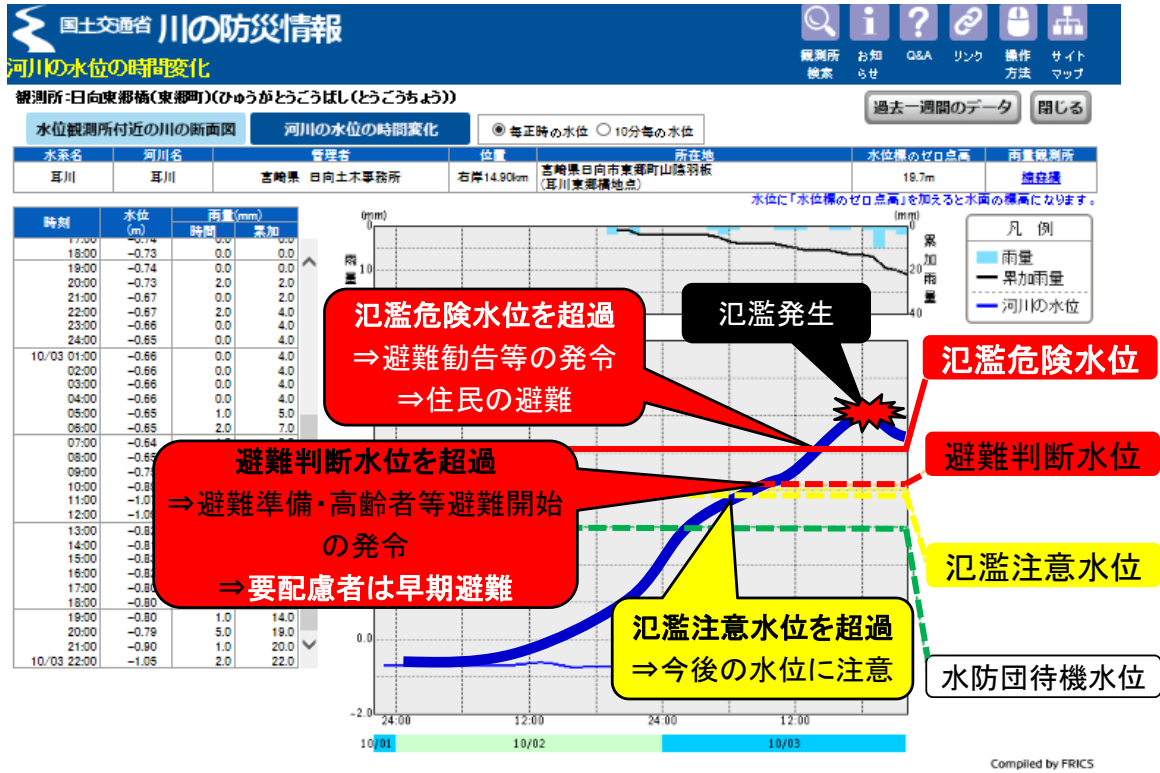
水位観測所付近の川の断面図 河川の水位の時間変化

水系名	河川名	管理者	位置	所在地	水位標のゼロ点高	雨量観測所
耳川	耳川	宮崎県 日向土木事務所	右岸14.90km	宮崎県日向市東郷町山崎羽板(耳川東郷橋地点)	19.7m	備後橋

水位に「水位標のゼロ点高」を加えると水面の標高になります。

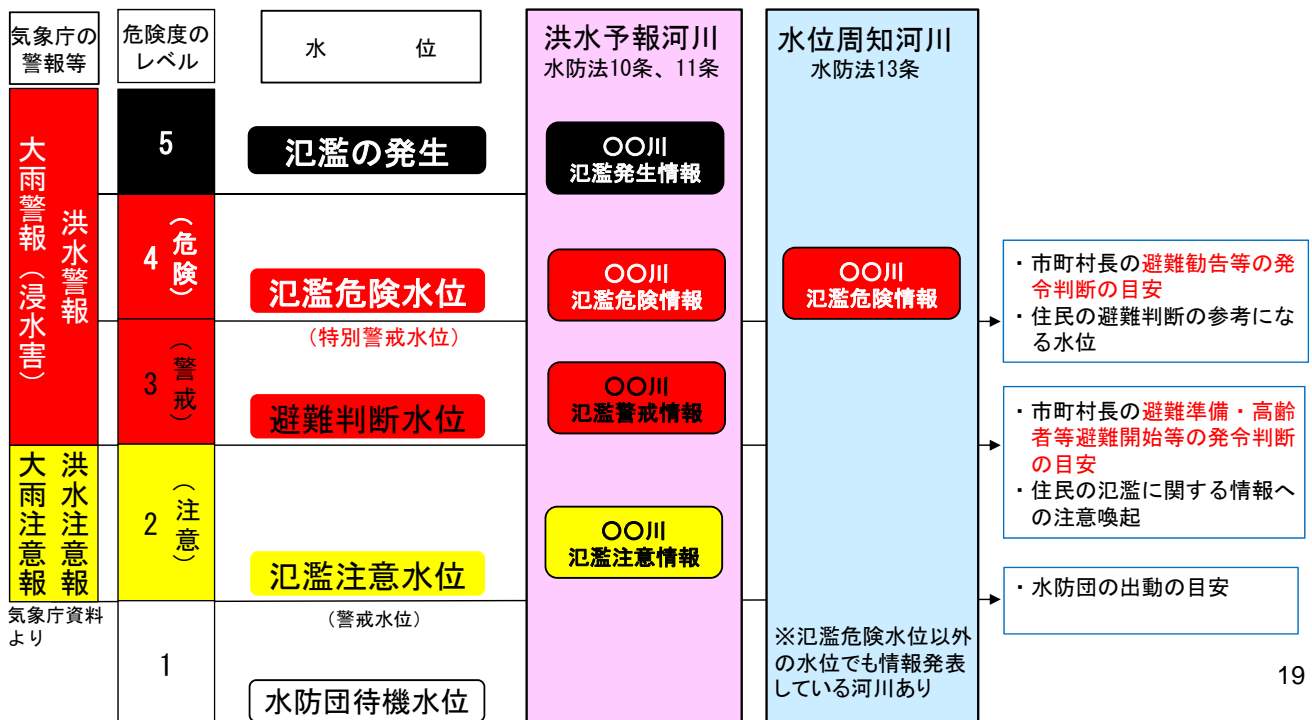


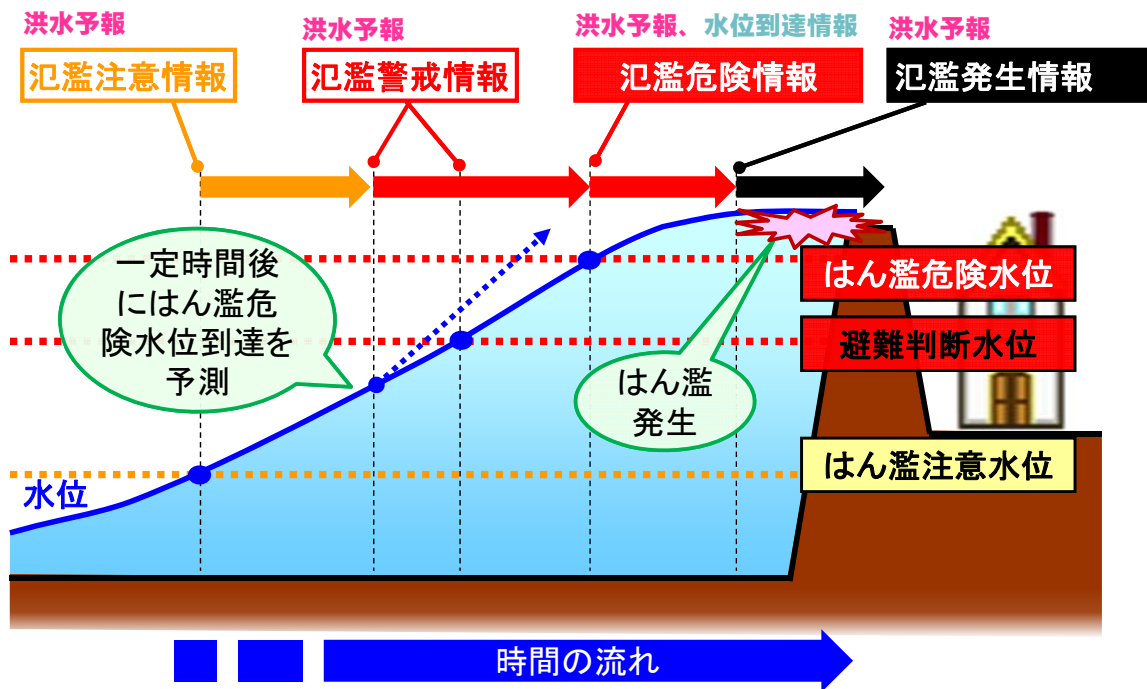
基準水位観測所の水位を確認することで、河川がその時点で洪水の危険度レベルのどの段階にあるのかを知ることができます



河川防災情報について（洪水予報と水位周知）

全国の419の河川では、洪水のおそれを通知する洪水予報を発表（洪水予報河川）
 全国1,572の河川では、あらかじめ定めた水位への到達情報を発表（水位周知河川）





洪水予報の内容 (前半)

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 ○○河川事務所 気象庁 ○○地方气象台	機関名	機関名	機関名

〇〇川氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇
洪水警
平成〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方气象台 共同発表

(見出し) **〇〇川では、氾濫危険水位（レベル4）に到達し、氾濫のおそれあり**

(主文)

〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇県〇〇市〇〇）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

〇〇川の△△△水位観測所（〇〇県△△市△△）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

〇〇川の□□□水位観測所（〇〇県□□市□□）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

情報の種類、号数、発表時刻や官署名など

標題: 河川名と危険度レベルに応じた情報名の組み合わせ

主文: 観測所毎に危険度レベルや今後の見通しを記載

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

雨量：流域平均雨量の
現況と今後の見通しを
記述

（水位）

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
	00日01時00分の予測	—	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
	00日02時00分の予測	—	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
	00日03時00分の予測	—	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	00日00時00分の状況	XX.X↑	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
	00日01時00分の予測	XX.X	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
	00日02時00分の予測	XX.X	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
	00日03時00分の予測	XX.X	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■

水位：観測所毎の現況
と今後の予測を記載

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

水位到達情報の内容

発表者 国土交通省 〇〇河川事務所	—	第1受報者 機関名	—	第2受報者 機関名	—	第3受報者 機関名
----------------------	---	--------------	---	--------------	---	--------------

〇〇川氾濫危険情報

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 〇〇川河川事務所発表
(第〇〇号)

【主文】

〇〇川の□□□水位観測所（●●市△△）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる氾濫危険水位（×××.××m）に到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

（参考）

〇〇川 □□□水位観測所（●●市△△）
（受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎）

氾濫危険水位 (相当換算水位)	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	〇〇〇.〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1危険箇所の避難判断水位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

洪水予報と
共通の様式

避難確保計画とは、水防法に基づき、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画です

≪防災体制の記載例≫

	体制確立の判断時期	活動内容
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・〇〇川氾濫注意情報発表	・洪水予報等の情報収集
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・洪水警報発表 ・〇〇川氾濫警戒情報発表	・洪水予報等の情報収集 ・使用する資器材の準備 ・保護者への事前連絡 ・周辺住民への事前協力依頼 ・要配慮者の避難
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ・〇〇川氾濫危険情報発表	・施設職員の避難

26

避難確保計画の水防法上の位置付け

【水防法第15条1項四号ロ】

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
→市町村地域防災計画への名称、所在地の記載

市町村が水防法による要配慮者利用施設を指定

【水防法第15条2項】

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設
→施設所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定める

市町村に河川情報の伝達義務

【水防法第15条の3 1項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、**以下の努力義務を負う**
・**避難確保計画の作成**
・訓練の実施
・自衛水防組織の設置

施設に避難確保計画等の作成に係る努力義務

【水防法第15条の3 2項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、**以下の義務を負う**
・**避難確保計画を作成した場合、その市町村への報告**
・自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告

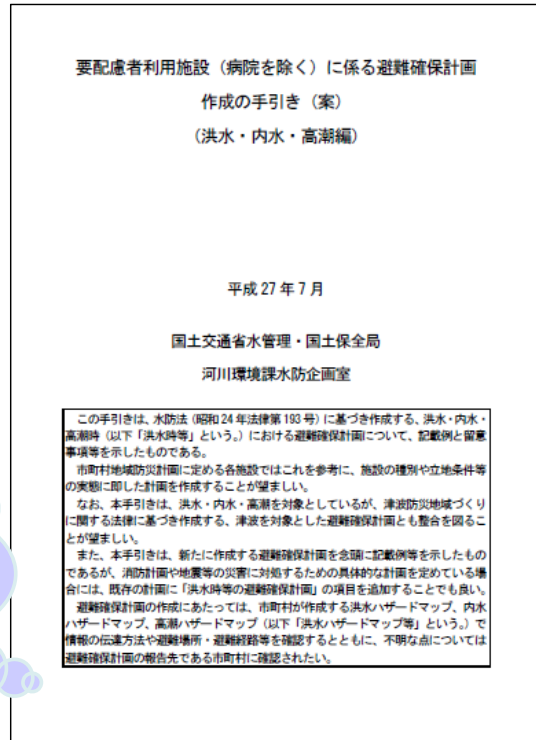
施設に作成した計画及び自衛水防組織の構成員等の報告義務²⁷

国土交通省では、要配慮者利用施設における洪水時の避難確保計画の作成の参考とするため、**避難確保計画作成の手引きをホームページで提供**しています

避難確保計画に定めるべき事項

- 一 洪水時等の防災体制
- 二 利用者の洪水時等の避難の誘導
- 三 洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備
- 四 洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施
- 五 自衛水防組織を置く場合、次の事項
 - イ 自衛水防組織が行う業務に係る活動要領
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 その他の事項

非常災害対策計画や消防計画等、災害に対処するための具体的な計画を定めている場合は、**既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することでも良い。**



洪水に係る消防計画への追記

消防計画に追記する例 **以下6事項を追記する**

①計画の目的に「洪水時の避難」を追記
消防計画の第1条(目的)に、**水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保**を加える。

②自衛水防組織の項目を追加(手引き P23~P25参照)
自衛消防組織の記載を参考に、**洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務**を記載。 ※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

③洪水時の防災体制の項目を追加(手引き P4~9参照)
「**洪水時の防災体制**」の項目を追加し、**洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員**を記載。

④洪水時の避難誘導の項目を追加(手引き P19~21参照)
「**洪水時の避難誘導**」の項目を追加し、**避難場所、避難経路、避難誘導方法**を定める。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することにより。

⑤避難の確保を図るための施設を追加(手引き P22参照)
洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。 ※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することにより。

⑥洪水時に係る教育・訓練の項目を追加(手引き P23参照)
従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。 ※実情に応じ、各施設の判断で消防計画上実施している教育・訓練をもって代えることができる。

洪水時の避難確保計画は、消防計画などの既存の計画に、洪水時に係る体制・対応を追加して作成できます。

(目的)
第〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇 **一文を追記**
について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び火災、地震並びに被害の軽減を図ることを目的とする。
また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(自衛水防の組織と任務分担)
第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。 **項目を追加**

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

(洪水時の活動)
第〇条 洪水時においては、次の防災体制をとる。 **項目を追加**

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	〇〇情報発表	情報収集、関係職員招集	情報伝達係
警戒体制	〇〇情報発表 〇〇地区避難準備情報発表	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、 配慮者の避難誘導、 誘導、 誘導、 誘導、	情報伝達係、避難誘導係、 誘導係、 誘導係、 誘導係、
非常体制	〇〇情報発表 〇〇地区に避難勧告又は指示発令	施設全体の避難誘導、 誘導、	避難誘導係、 誘導係、

(洪水時の避難誘導)
第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。
(1) 避難場所・経路 **項目を追加**
・第〇条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。
・上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設〇棟の2階へ避難する。
(2) 避難誘導方法
・施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について予め説明する。
・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする・・・等

(洪水に備えての準備品)
第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。 **不足分を追加**

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話(バッテリー)、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

(洪水対策に係る教育及び訓練)
第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。 **項目を追加**

	予定実施月	内容
全従業員	〇〇月	(1) 洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修
新入社員	その都度	(2) 情報収集・伝達に係る訓練
自衛水防組織	〇〇月	(3) 避難誘導に係る訓練

1. 浸水危険性の把握

2. 河川の状態の把握

3. 避難確保計画の作成

4. 河川情報の入手方法

30

河川情報の入手方法① ~ 「川の防災情報」サイトのご紹介 ~ 国土交通省

「川の防災情報」(パソコン、スマホ、携帯)で、洪水予報等の情報を入手することができます。

トップ画面

メニュー表示

洪水予報等

河川(国管理)における洪水予報等の発表状況を表示

(都道府県管理河川については、「リンク」メニューから各都道府県の河川情報が閲覧可能)

【洪水予報文】
○川の○○水位観測所(○○市)では、○日○時○分頃に、はん濫危険水位(レベル4)に到達しました。川沿いの○○市のうち、堤防の無い、または堤防の低い箇所などでははん濫のおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に注意して下さい。

レーダ雨量

雨量強度と雨域の移動の把握が可能

水位情報

選択した観測所の現在の河川水位と基準水位との関係を表示

<川の防災情報URL>

【PC】 <http://www.river.go.jp/>
 【スマホ】 <http://www.river.go.jp/s/>
 【携帯】 <http://i.river.go.jp/>

スマホ版QRコード

- 河川のカメラ画像を提供し、河川水位、レーダー雨量等の情報とあわせて、**市町村ごとにリアルタイムの河川情報を把握**できます。

画面イメージ

国土交通省 川の防災情報

市町村概況(河川の水位と雨量の状況)

河川の水位と雨量の状況

レーダ雨量 [mm/h]

- 80
- 50
- 30
- 20
- 10
- 5
- 1

河川の洪水予報発表状況

- 2/22 16:36
- 2/22 16:35
- 2/18 18:16 / 小貝川では、当分の間、はん濫危険水位(レベル4)を越える水位がほとんど見られず
- 2/18 18:16 / 小貝川

河川の水位

- △ 水位観測所
- ▽ 河川の洪水予報
- はん濫発生
- はん濫危険水位
- 避難判断水位
- はん濫注意水位
- 水防団待機水位
- △ 上昇中または変化なし
- ▽ 下降中
- 雨量観測所

河川の水位を表示

観測所名: 文巻

観測所拡大図へ

- 住民が自ら判断し避難できるよう、GPS機能によりお住まい近傍の **河川水位や河川カメラ等の情報をスマートフォンからリアルタイムで入手**できます。

画面イメージ

国土交通省 川の防災情報

市町村名を検索

このホームページでわかること

全国概況

河川の水位と雨量の状況、浸水想定区域図

市町村選択

現在地へ移動 (GPS利用)

全国の雨量分布

GPSボタンをワンクリックで地図上に現在地と現在地周辺の雨量・水位観測所、河川カメラ位置を表示

現在地周辺の河川水位や河川カメラ映像等の情報を即時に入手可能

河川水位

- 小貝川 (小貝川水系)
- 大津川 (大津川水系)
- 美々津橋 大字幸屋1337番地 1.22m
- 日向東橋 (東郷町) 東郷町山崎羽板 -0.83m
- 坪谷川 (耳川水系)
- 橋西橋 東郷町下三ヶ下水流56-1 0.20m

河川カメラ

三輪水位観測所

現在の河川の状況

三輪水位観測所 三輪川 水位 700 cm カメラ

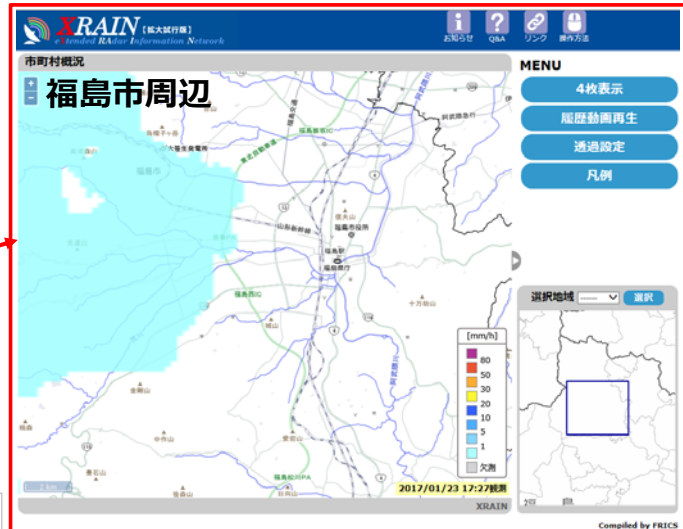
空崎県足尾市 三輪水位観測所

河川情報の入手方法② ～XRAIN (拡大試行版) のご紹介～

- 近年、レーダ雨量計の観測技術が進歩し、「より細かい範囲」(250m四方)で「より短い時間間隔」(1分間隔)での観測が可能となり、ほぼリアルタイムでの情報配信が可能となりました。
- 平成28年7月より配信エリアを大幅に拡大して、「XRAIN (拡大試行版)」として運用しています。

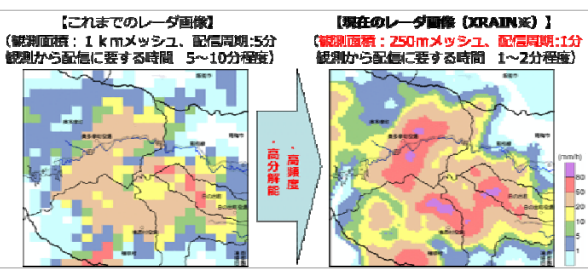


川の防災情報のトップページから「XRAIN」のバナーをクリックしてサイトにアクセスします。



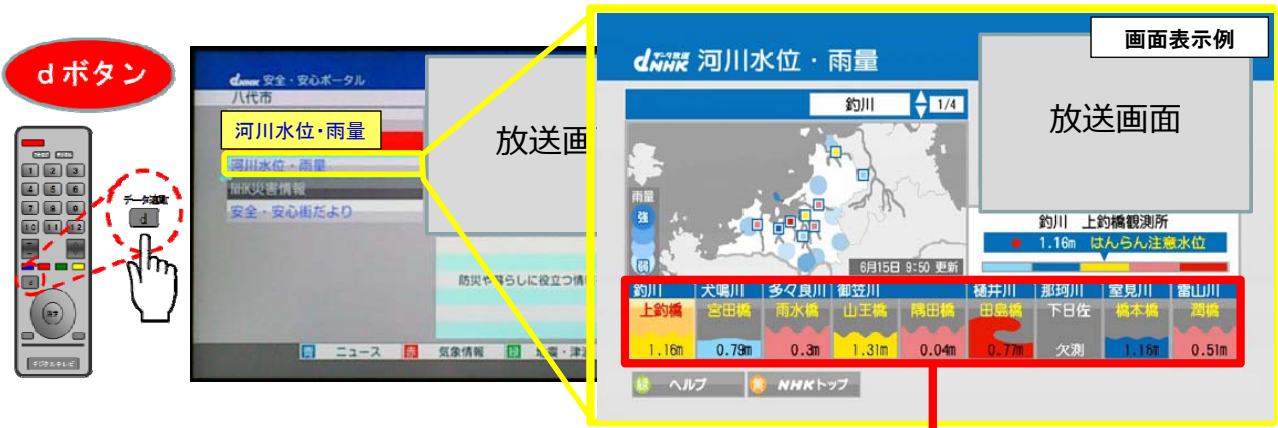
- ◆XRAIN (拡大試行版) では、お住まい周辺のより詳細なレーダ雨量情報を確認することができます。
- ◆過去30分間の履歴 (雨域の動き) を確認することができます。

観測技術の向上



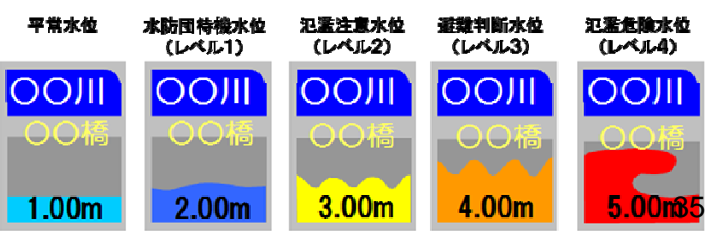
河川情報の入手方法③ ～「地デジによる河川情報の提供」のご紹介

- NHK等の地上デジタル放送 (データ放送) にて河川水位・雨量情報を入手できます。
- 自治体から発表される避難情報とあわせて、早めの行動にお役立てください。



水位表示凡例

水防団待機水位:	水防団が待機する目安となる水位
はん濫注意水位:	水防団が出勤する目安となる水位
避難判断水位:	避難準備・高齢者等避難開始の目安となる水位
はん濫危険水位:	避難勧告発令の目安となる水位



河川カメラ(CCTV)画像の配信

○河川状況を視覚的に確認できるよう、河川カメラ(CCTV)の画像情報を各事務所のホームページにて配信提供しています。(福島河川国道事務所の事例)

阿武隈川周辺に数十箇所設置されている観測用ライブカメラからの現地映像がリアルタイムで見られます。

「道路ライブカメラ(国道13号 福島側)」、「道路情報板」、「気象情報」、「規制情報」はこちら

■全体地図 → エリアを選択して下さい。右の ■拡大地図 → 地図上のボタンを選択して下さい。カメラ画像を別ウィンドウで表示します。

阿武隈川水系 阿武隈川 右岸 22.8k
福島県福島市岡部 松川合流

阿武隈川水系 阿武隈川 左岸
福島県福島市黒岩 福島河川国道事務所鉄塔

用語の説明(参考)

用語	解説	
洪水浸水想定区域	想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域	
想定最大規模降雨	想定しうる最大規模の降雨であって、国土交通大臣が定める基準に該当するもの	
家屋倒壊等氾濫想定区域	堤防沿いの地域等において、洪水時に家屋が倒壊するような激しい氾濫流等が発生するおそれが高い区域	
洪水ハザードマップ	洪水浸水想定区域と想定される水深を表示した図面に、市町村地域防災計画において定められた必要事項及び早期に立退き避難が必要な区域等を記載したもの	
早期の立退き避難が必要な区域	生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域など、市町村が地域の被害特性、社会特性に応じて早期の避難場所等への立退き避難が必要として設定した区域	
洪水予報河川	流域面積が大きい河川で、洪水により重大又は相当な損害が生じるとして国又は都道府県が指定し、洪水の生じるおそれがあることを周知する河川	
水位周知河川	洪水により重大又は相当な損害が生じるとして国又は都道府県が指定し、あらかじめ定めた水位に達したときにその旨を周知する河川	
要配慮者利用施設	社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設(水防法第15条1項第四)	
水位の位置付け	氾濫注意水位	水防団の出動の目安
	避難判断水位	市町村長の避難準備・高齢者等避難開始等の発令判断の目安、住民の氾濫に関する情報への注意喚起
	氾濫危険水位	市町村長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考になる水位

	立ち退き避難が必要な住民等に求められる行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・(災害時)要配慮者は、立ち退き避難する。 ・立ち退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい(避難準備・高齢者等避難開始の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める)。 ・特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する(ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である)。 ・小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」(屋内のより安全な場所への移動)をとる。
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。 ・津波災害から、立ち退き避難する。

水害・土砂災害に備えて

～土砂災害に対する警戒避難について～

土砂災害の種類

[土砂災害]

- ①急傾斜地(がけ)が崩壊し、被害のおそれがある場合
- ②土石流が発生し、被害のおそれがある場合
- ③地すべりが発生し、被害のおそれがある場合

がけ崩れ

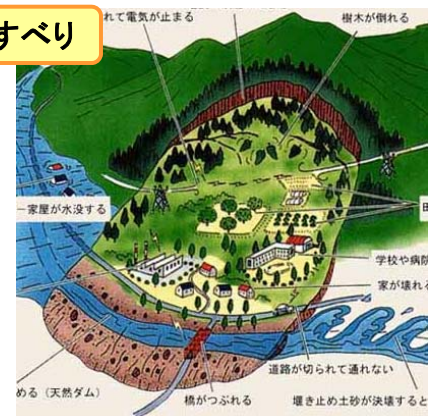


広島県提供

土石流



地すべり



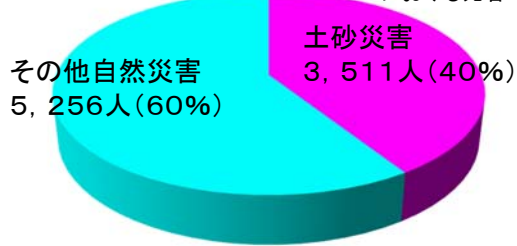
人命を奪う土砂災害

自然災害による死者・行方不明者のうち、土砂災害に占める割合が高い。
土砂災害による死者・行方不明者のうち、災害時要配慮者が約6割を占める。

■自然災害による死者・行方不明者数

昭和42年～平成25年

(阪神・淡路大震災・東日本大震災
における死者・行方不明者を除く)

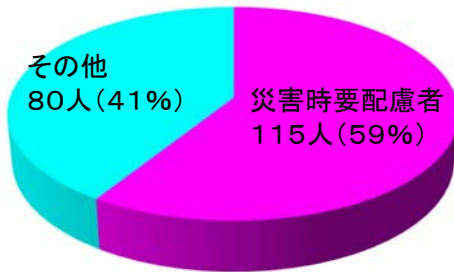


※各年の死者・行方不明者のうち、全自然災害については防災白書(平成26年版)による。土砂災害については国土交通省砂防部調べ

福島県白河市葉ノ木平
平成23年3月11日発生 **死者13名**

■土砂災害による死者・行方不明者数のうち災害時要配慮者の割合

平成21年～平成25年



山口県防府市
平成21年7月発生 **死者7名(災害時要配慮者)**

※国土交通省砂防部調べ

2

要配慮者利用施設での被災事例①

平成10年8月27日の集中豪雨により、福島県白河郡西郷村の芝原沢で土石流が発生し、社会福祉施設「太陽の国からまつ荘」が被災し、死者5名、負傷者1名の被害が発生。



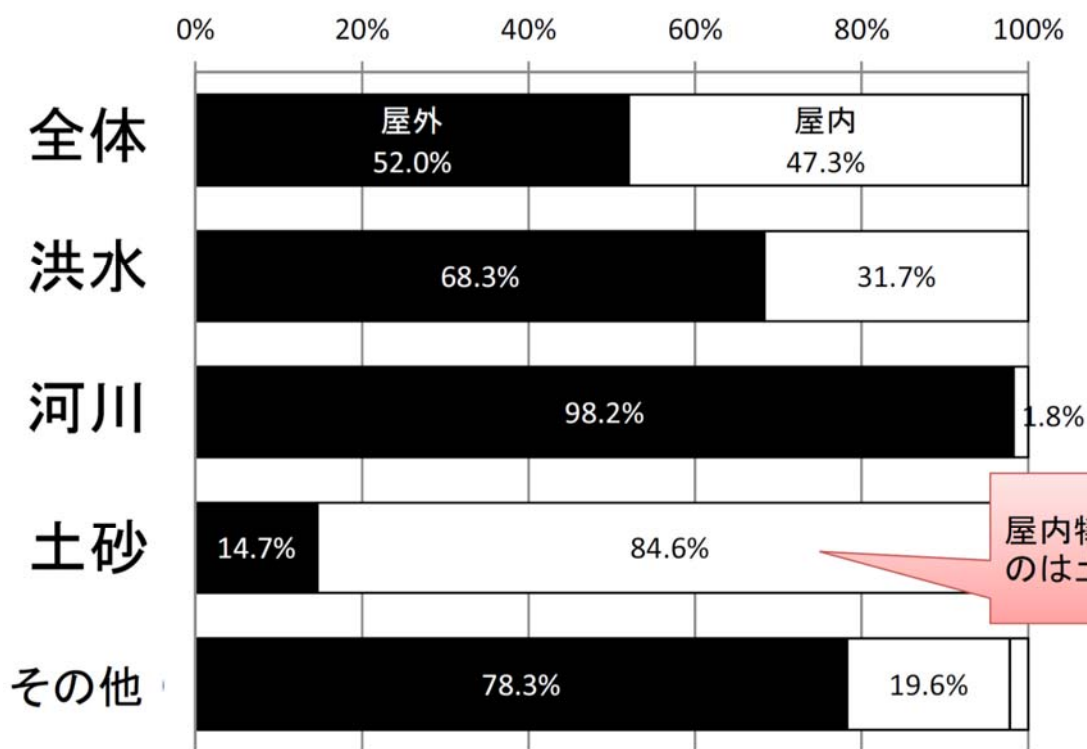
3

要配慮者利用施設での被災事例②



14

原因・遭難場所別の犠牲者数(平成16年～平成25年)



屋内犠牲者が多いのは土砂災害のみ

※危険な場所から安全な場所へ移動することが基本

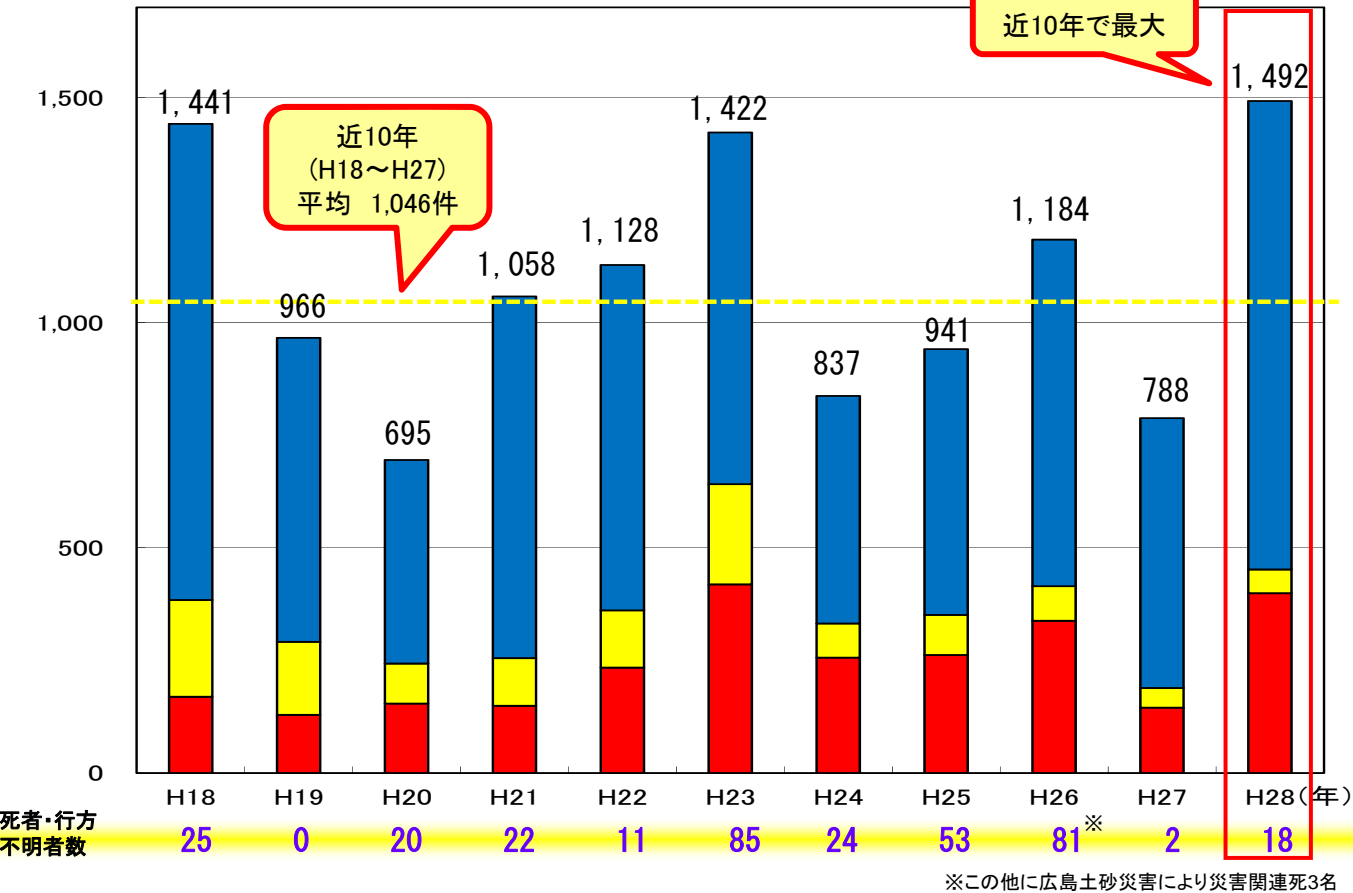
第3回「総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ」(内閣府、平成27年3月)
資料2-2 2014年8月広島豪雨災害時の犠牲者の特徴と課題(牛山委員資料)より

近年の土砂災害発生件数

平成28年12月31日現在

土砂災害
発生件数(件数)

■土石流等 ■地すべり ■がけ崩れ



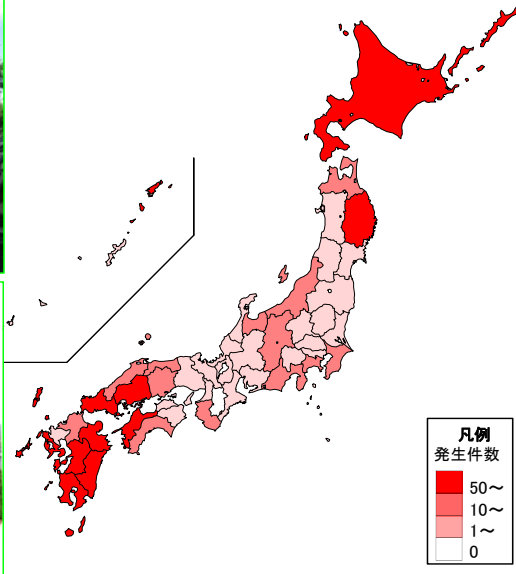
平成28年 全国の土砂災害発生状況

平成28年12月31日現在
土砂災害発生件数
1,492件

〔土石流等：399件〕
〔地すべり：53件〕
〔がけ崩れ：1,040件〕

【被害状況】

人的被害：死者 18名
行方不明者 0名
負傷者 15名
人家被害：全壊 39戸
半壊 38戸
一部損壊 240戸



土砂災害の特徴と避難行動

土砂災害

- がけ崩れ
- 土石流
- 地すべり



災害の特徴

- 局所的に被害が発生
- 降雨や地震等を起因として発生し、突発的に被害が発生
- 土砂と石礫が高速で流れて来るため、家屋の破壊を生じ、人的被害が発生しやすい
- 斜面があればどこでも起こる可能性がある
- 地形そのものが変化

避難行動に関する特徴

- 目視による確認が比較的困難であるため、危険性を認識しにくい
- 降雨や地震、地形・地質等の複数の要因が影響するため、精度の高い発生予測が困難

8

避難行動について

[各人の避難行動の原則]

- ・自然災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則である。
- ・台風等の場合、避難準備情報が発令された後、暴風雨となって立ち退き避難が難しくなることも想定されることから、台風情報等を確認し、早めの避難行動をとる心得が必要である。

[避難行動の考え方]

「避難行動は」は、自然災害から「命を守るための行動」であり、次に掲げる事項をできる限り事前に明確にしておく必要がある。

- ①災害種別毎の命の脅威がある場所を特定すること ⇔ Where
- ②それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いかを明確にすること ⇔ How
- ③どのタイミングで避難行動をとることが望ましいかを明確にすること ⇔ When

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(内閣府(防災担当):平成27年8月)

URL: <http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html>

地震, 豪雨, 火山活動などの異常な自然現象が発生している時期

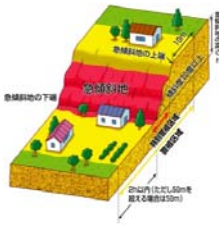
普段は安全だが、
ある時期に危険が予想される場所
から、より安全性の高い場所へ移動する。

Where When How が重要!

9

[Where] 土砂災害のおそれのある場所

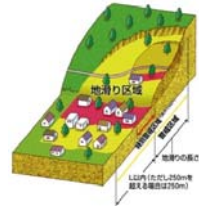
急傾斜地の崩壊



土石流



地すべり



土砂災害警戒区域

○土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域を指定

●情報伝達・警戒避難体制の整備【市町村等】

市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報収集・伝達等その他警戒避難体制に関する事項について定める。

●ハザードマップの配布【市町村等】

警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、避難地や情報伝達手段等を記載したハザードマップなどの配布等必要な措置を講じる。

土砂災害ハザードマップの作成・配布（茨城県鉾田市）



住民の避難訓練状況（沖縄県浦添市）



土砂災害特別警戒区域

○土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域を指定

●特定開発行為に対する許可制【都道府県】

住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校、医療施設の建築のための行為は、基準に従ったものに限って許可される。

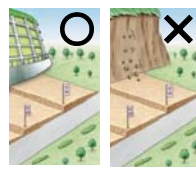
●建築物の構造規制【都道府県または市町村】

居室を有する建築物は、安全性を確保できる構造となっているかどうか、建築確認がされる。

●建築物の移転等の勧告【都道府県】

住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれが大きいと認めるときは、建築物の所有者等に対し、移転等の勧告の制度がある。

特定開発行為に対する許可制



建築物の構造規制



建築物の移転等の勧告



[Where] 土砂災害のおそれのある場所を知る(ハザードマップ)

ハザードマップには、次の内容が記載されたものです。

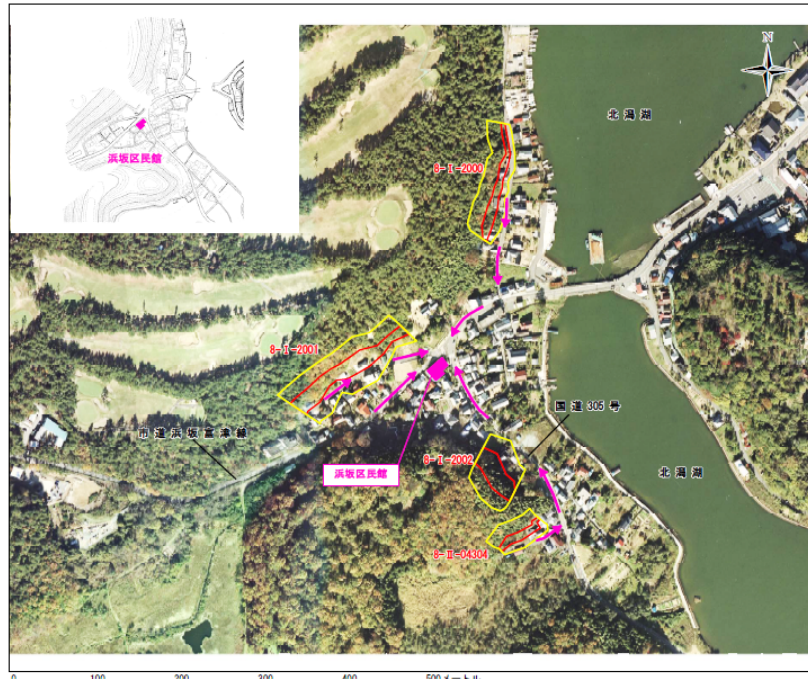
- ①土砂災害に関する情報の伝達方法
- ②急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項



土砂災害の危険性がある区域

土砂災害ハザードマップ

■土砂災害に備えて事前に避難場所の位置を把握しておきましょう！また避難場所へ安全に行けるように避難路を確認しておきましょう！



地図の見方	
がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)	土砂災害特別警戒区域
土砂災害により著しい危害のおそれがある土地の区域	土砂災害警戒区域
土砂災害により危害のおそれがある土地の区域	土石流
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域
避難場所	避難路
【地区の名称】	
浜坂地区	
*あなたの最寄りの避難場所を知っておきましょう	
◆避難場所メモ◆	
避難場所の名称	浜坂区民館
住所	あわら市浜坂4-5
電話番号	0776-79-1844
避難場所までの距離	距離 m<541 徒歩 分<51

指定緊急避難場所と指定避難所とは？

○指定緊急避難場所（※市町村が指定）

災害の危険から**命を守るために緊急的に避難**をする場所
土砂災害、洪水、津波、地震等の**ハザード別に指定**



土砂災害に対応した指定緊急避難所

○指定避難所（※市町村が指定）

災害の危険に伴い避難をしてきた人々が**一定期間滞在**する場所



総合的な土砂災害対策の推進について(報告)参考資料(中央防災会議 総合的な土砂災害検討ワーキンググループ:平成27年6月)
URL: <http://www.bousai.go.jp/fusuigai/dosyaworking/index.html>

[When] いつが危険なのか（土砂災害警戒情報）

土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、降雨による土砂災害の危険が高まったときに市町村長が警戒避難勧告等を発令する際の判断を支援するため、都道府県と気象庁が共同で発表している情報。



土砂災害警戒情報の発表例



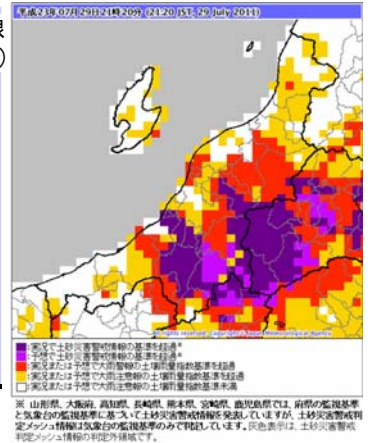
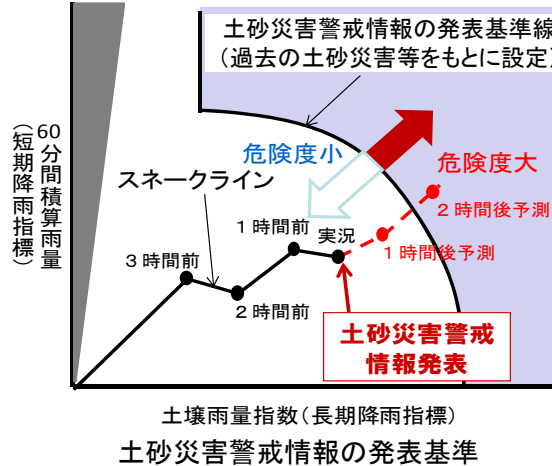
土砂災害警戒情報のテレビでの表示例

土砂災害警戒情報のしくみ

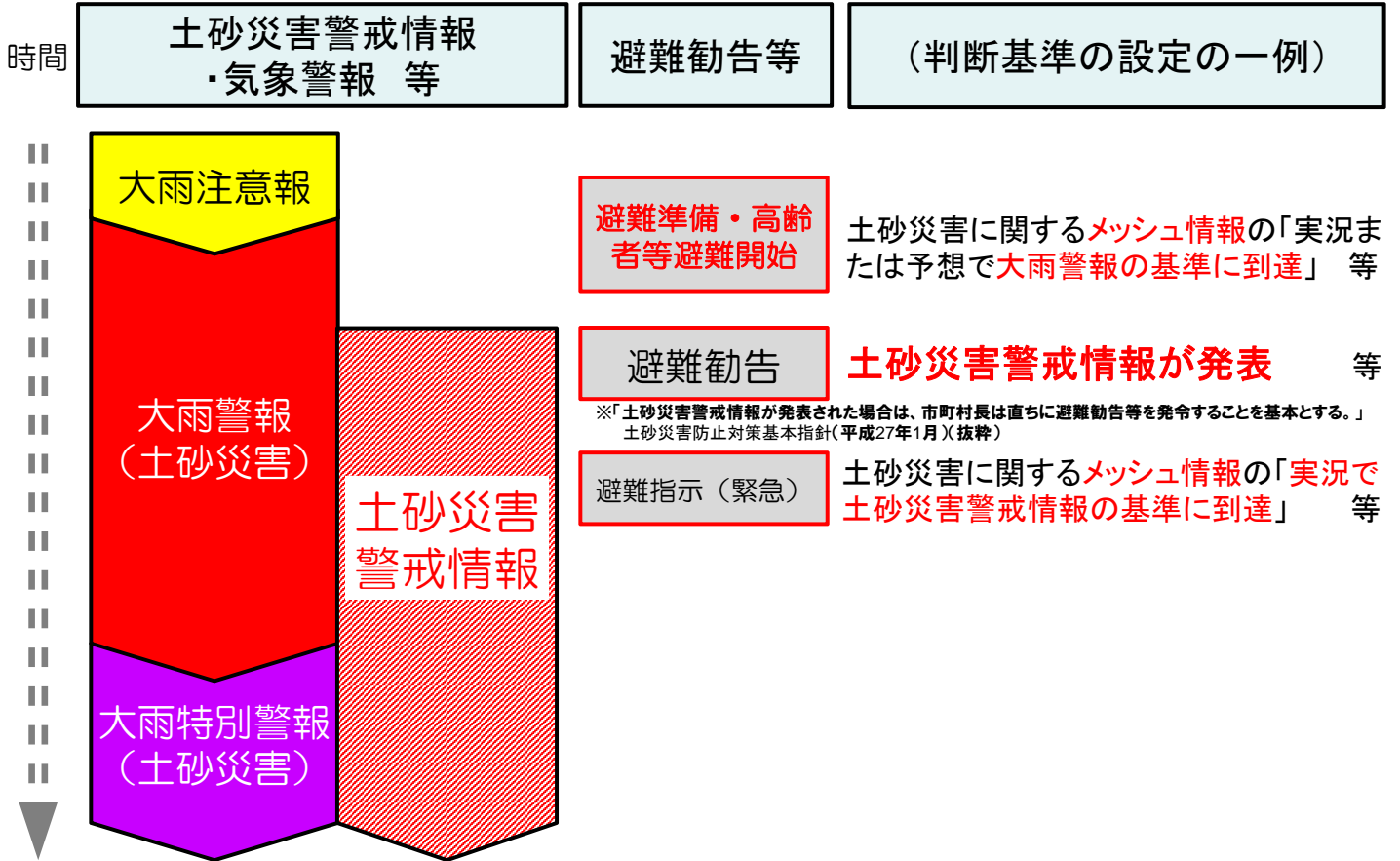
都道府県と気象庁は、土砂災害警戒情報の発表基準を、過去の土砂災害発生・非発生時の雨量データをもとに、地域ごとに設定。

設定に当たって、土砂災害は、地中にたくさんの雨が貯まったところに強い雨が降ると、発生しやすくなるという特徴があることが考慮されている。

気象庁の解析雨量等をリアルタイムで監視し、避難に必要な時間を考慮して、おおむね2時間後に発表基準線を超えると予想される場合に、土砂災害警戒情報を発表。



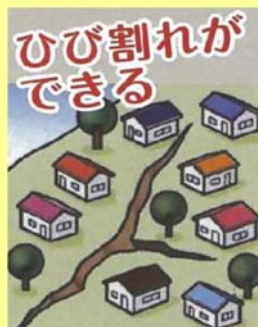
[When] 気象警報等と避難勧告等の発表のタイミング



※避難勧告等の判断基準設定の一例は、内閣府 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(平成27年8月)を基に作成

土砂災害の前兆現象について

土砂災害が起こる前には、前兆現象と呼ばれる前ぶれがみられることがあります。前兆現象に気づいたときは、周りの人に知らせて、早く避難しましょう。



[How] 避難情報と求められる行動

立ち退き避難が必要な住民等に求める行動

避難準備・高齢者等避難開始

- ・(災害時) **要配慮者は、立ち退き避難する。**
- ・立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、推移情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。
- ・特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。

避難勧告

- ・予想される**災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する。**
- ・指定緊急避難場所への**立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」**(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、**「屋内での安全確保措置」**(屋内のより安全な場所への移動)をとる。

避難指示(緊急)

- ・避難の準備判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、**直ちに立ち退き避難する。**
- ・指定緊急避難場所への**立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、**近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、**屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。**

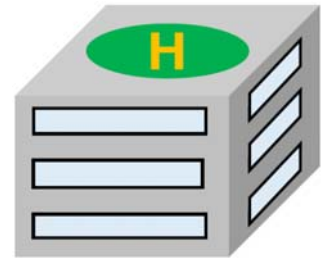
避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(内閣府(防災担当):平成27年8月)
URL: <http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html>

[How] 外出の危険度に応じた避難場所

ここへの早めの避難が原則

○「指定緊急避難場所」(※市町村が指定)

- ・災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所
- ・土砂災害、洪水等のハザード別に異なることに注意



大雨等により指定緊急避難場所までの移動が危険な状況では

○「緊急的な待避場所」

- ・自らの判断で「近隣の堅牢な建物」(近隣の鉄筋コンクリート造の建物等)に緊急的に待避することもあり得る
- ・そのため平時から適切な待避場所を確保しておくことが必要



近隣の鉄筋コンクリート造の建物

外出すら危険な状況では

○「屋内における安全確保」(垂直避難)

- ・自宅内の上層階で山からできるだけ離れた部屋等に移動



総合的な土砂災害対策の推進について(報告)参考資料(中央防災会議 総合的な土砂災害検討ワーキンググループ:平成27年6月)
URL: <http://www.bousai.go.jp/fusuigai/dosyaworking/index.html>

[避難計画策定の留意事項]

- ①施設の立地条件と想定される土砂災害のリスクの確認 [Where]
- ②情報の入手方法をその発信者に確認するとともに、受けた情報を伝達する相手及びその方法を定める [When]
- ③施設職員の参集基準や役割分担等の防災体制の確立
- ④施設内の垂直避難も含めた施設利用者ごとの避難場所・避難経路、避難方法を定めるとともに、避難先での場所を確保する [How]
- ⑤避難誘導に関する責任者の明確化
- ⑥これらの計画を避難経路図等にわかりやすくまとめる

土砂災害警戒避難ガイドライン(国土交通省砂防部:平成27年4月改訂)
URL:http://www.mlit.go.jp/report/press/sabo01_hh_000016.html

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等管理者による避難計画の作成例



土砂災害を想定した防災訓練

・全国の土砂災害警戒区域等における住民参加による実践的な訓練を行うことで、土砂災害に対する避難体制の強化と防災意識の向上を図るため実施しています。

【主な実施内容】

- ・災害時要配慮者を対象とした避難支援の確認や搬送訓練を実施。
- ・住民の避難誘導訓練及び砂防ボランティアによる土砂災害危険箇所点検訓練を実施。
- ・訓練にあわせて、地域住民とハザードマップ等を用いた避難行動の確認。

【実施例①】災害時要配慮者を対象とした避難支援や搬送訓練



施設管理者と連携した避難誘導確認
はんのうし
(埼玉県飯能市)



搬送訓練
そおし
(鹿児島県曾於市)

【実施例②】訓練にあわせて、地域住民とハザードマップ等を用いた避難行動の確認

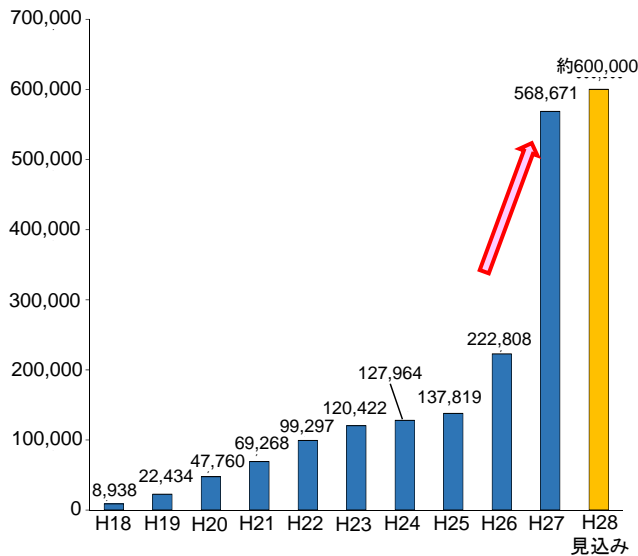


各種防災情報の意味と求められる避難行動を周知
たかしまし
(滋賀県高島市)



ハザードマップを用いた避難行動の確認
しんじょうむら
(岡山県新庄村)

訓練参加者数(人)



(平成28年6月30日時点)